

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H21. 3. 13(金) 10:00～

第二委員会室

開 会 9 : 5 9

委員動静報告

委 員 長

7名出席。遅刻～関藤委員、荒木委員。これより本日の会議を開く。

民生費

委 員 長

民生費の説明を求める。保健福祉部長。

狩野部長

（民生費について説明する。）

委 員 長

説明が終わった。これより関連議案第19号、21号、28号、31号、35号及び36号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

窪之内

① P75、障害者地域生活支援事業に要する経費にかかわって若草友の会が新体系に移ったことで減額とのことだが、若草友の会が受けていたオオバの仕事が突然の閉鎖でなくなった。若草友の会が通所者への仕事をどう確保していくかは大変な状況になっているが、市として支援についてどのように考えているのか伺う。

② P79、敬老特別乗車証に要する経費は去年の実績による計上とのことだが、見直しをしようとしているわけで、21年度にどういった手だてを講じようとしているのか。例えば一定の老人に対してのアンケート調査を行うなど改正に向けた市民との協議についての計画を伺う。

③ P83、保育所の運営管理代行負担金について、先ほど金額が余り変わらないとの説明だったが、それぞれの保育所で見ると昨年示されている資料から見て人数がふえているにもかかわらず金額が減っていたり、例えば江部乙で言えば37人から29人に8人減っているが、管理代行負担金は397万7,000円とふえている。これは入所予定者の未満児数との関係があると思うが、管理代行負担金を積算する場合に入所者の人数だけをめどとしてやっているわけではないと思うので入所者の上限と積算がどういう関係にあるのか伺う。

④ 体調不良児の対応型保育のことだが、病後児保育後である前提ということで21年度に新しく取り入れることになっているが、保育士を配置するのか、看護師を配置するのか、または保育士を別に確保するのか。体調不良とはどういういった範囲までを指すのか。病院との連携、これを進めるに当たって現入所者へ個別にチラシを出すなどの市民周知について伺う。

⑤ P82～85にかけて児童福祉の関係で児童館と放課後健全育成事業との関係について伺う。児童館だけの予算で見ればことしと新年度では予算はふえているが放課後健全育成で見るとかえって減っている。江部乙が学童が1カ所ふえるにもかかわらず予算が減っていることで新しい児童館の体系といろいろ関係があると思うが、どうしてこういう予算編成になったのか伺う。

⑥ P85、生活保護に要する経費について、医療扶助の中に入っている通院移送費の支給条件を変更することはないと思っているが、最近になって今まで支払われていた市内の移送費が支払われなくなったという相談を受けた。別な理由があるのかもしれないが、移送費について新しい変化があるのか伺う。

⑦ 医療扶助の市外入院と市外の外来診療について積算されているが、積算されたそれぞれの件数、金額について伺う。

⑧ 保護世帯がふえてきていることもあり単純比較で言えば職員1人が昨年の予算書からみるとふえている。昨年も確かケースワーカー1人当たりの持ち件

数を少なくしてケースワーカーをふやしたと思うが、ケースワーカーの担当件数をどの程度と予定しているのか。ケースワーカーは地域の担当制というのをつくっていると思うが、それは例えば江部乙の西はだれとかが決まっているのか、あるいは同じ地区割りでも複数のケースワーカーで担当しようとしているのか。1人よりも複数でその人の状況を見るのがいいと思うが、どのように考えているのか伺う。

⑨ 保護に合致しているかどうかは別にして多くの方が相談に来られるわけで明らかに該当しないことがわかった場合、生活が苦しくて来るわけなので保護以外のいろんな他の法的な支援についてアドバイスなり関係機関への連携は当然行われていると思うが、どのような形で連携をとろうとしているのか伺う。

⑩ きのうの新聞で東川町が福祉給付金を支給するということが載っていた。生活保護の老齢加算、母子加算などの廃止によって低所得者への生活支援という形で寄附されるとのことだが、母子加算が今年度で廃止され21年度から受けられなくなる世帯がどのくらいいるのか伺う。また、定額給付金や東川町のよう子供1人につき8,000円などの福祉給付金は生活保護の収入の認定には入らないので保護費が削減されることはないと思うが、生活保護の制度の中で収入として認めなくていいものと認めなくてはならないものの違いがあると思う。改めて定額給付金が大丈夫かどうかということとその違いについて伺う。

⑪ 議案第21号の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例のP3の第16条で総合的な計画を策定し、これを公表するものとするとしてあり、3項で計画を策定し、または見直しをしようとするときは、あらかじめ子供並びに家庭、地域、学校等及び企業の意見を反映させるために云々と書いてあるが、総合的な計画策定までのスケジュールについて伺う。また、子供がどういう形で参加するのか。参加の仕方、家庭や地域の意見を反映させる仕組みについてどういうことを考えているのか伺う。

国嶋副主幹

⑥ 医療扶助に伴う通院移送費で支給条件等については大きな変化はないが、私どもに求められる主治医の確認、意見書、本人の状況の確認等がマニュアルとして事細かに示されたのは事実である。市内の移送費について改正がないのでこちらから一方的に打ち切ったということはない。ただ個別のケースの中で近隣で歩いて行けるようになった、夏場は自転車で行けるようになった、足を骨折していた方が治ったので要らなくなったなど事由はさまざまだが、支給要件に合致するという事で申請があれば私どもで確認してまた支給を再開することはやぶさかではない。

⑦ 市外の入院、外来の積算件数について、資料で示しているのは医療扶助の中の入院と入院外、通院であり現在この積算について市外分については別に拾っていないが、市外の入院、外来についてはそれぞれ一月に1桁台を推移している。市外の入院という場合については、例えばこちらの医療機関で対応できないがん治療や市立病院にない胸部外科での手術での入院などのケースが考えられると思う。

⑧ ケースワーカー1人当たりのケース数だが、都市部の標準として厚生労働省から示されているのは1人当たり80件である。現在ケースワーカーは7人おり平均すると滝川は70件で、昨年1人増員していただいているので空知管内でも担当ケース数としては一番少ない非常に恵まれた状況になっている。地域担当制については、話にあったようにケースワーカーごとに江部乙西、東、何町というように担当制で分けている。複数での対応については、確かに1人でや

る場合は言った、言わないということも含めてそういった対応ができるなら望ましいことは承知しているが、困難ケース、いろんなことで複数で対応してきちんと確認をとる必要があるようなケースは私を含めて査察指導員、管理職等の同行訪問等で通知するようにしている。

⑨ 相談内容が離婚の相談から多岐多様にわたるため、そういった場合は一般的な助言も含めて多重債務であれば法テラスの紹介や就学関係であれば母子就学の貸付資金ということで子育ての母子相談員につないだり、一時的に資金が足りない、法事、葬式に行きたいという場合は社会福祉協議会の貸付を紹介している。リストラというか退職して雇用保険が出るまでのつなぎということであれば離職者就援資金などの制度について福祉課窓口パンフレットも置いてあるので相談を受けた上で紹介するようにしている。

⑩ 滝川市においても今回の定額給付金については臨時的、一時的な支援ということで収入としては認定しないということで厚生労働省、道を通じて通知が来ているので収入認定とはならない。収入になる、ならないものの違いというのは、経常的にその世帯についての収入が増加するような場合、稼働収入、年金、その他については収入として認定する。ただ、交通事故の賠償金が出た場合でその中から本人が老朽化した家具を買い換えたいといった自立更生の計画が出された場合は、その中から認められるものについては返還の免除ということで収入として認定しないという個別の扱いもその都度している。指摘にあったようにこの3月をもって母子加算は廃止になる。21年2月現在、母子世帯は29世帯ありこれらの方については現在ついている母子加算が4月から廃止になる。それについては対象者に2月に母子加算が4月から廃止になること、これと引き換えにできた制度でひとり親の就労支援促進費などのお知らせも含めてチラシをつくって配付して説明しているところである。

谷本副主幹

① オオバの仕事の閉鎖は2月25日をもって突然通告が来たことで若草友の会には衝撃が走ったところである。その後、所長とも連絡を取りながら市としては庁内イントラで2回ほど代わりの仕事がないか募集したところである。食品加工関係の会社1社を紹介したが、聞くところではまだ業者としては調査段階ですぐには取りかかれない状態とのことだった。直近の情報では、若草友の会で1社を独自に開拓して受けられそうという段階での話が進んでいると聞いている。市としては少額だが有料のごみ袋の仕分け、梱包の作業を今までもお願いしていたが、今後お願いしたいと思っている。地域生活支援事業に組み込まれている若草友の会だが、4月から新体系に移ると今までより給付費がアップする見込みと聞いているのでそういう意味では多少は明るい材料と思っている。

深村主査

② 今後の敬老特別乗車証の一般市民との協議といったことで説明させていただく。3月9日に開催された新タッグ計画特別委員会において平成21年度中に敬老特別乗車証事業については方針を検討するということで説明させていただいた。対象者数の増加に伴い今後経費の増大が見込まれること、並びに利用実態をより実態に近い形で把握できるよう回数券方式の導入ということを第一に、これまで修正を加えながら数度にわたり改正案について厚生常任委員会で提案させていただいた経過がある。厚生常任委員会においては、委員の皆さんよりタクシーを含めた他の交通手段の検討、さらには市民意見の聴取、説明に時間をかけるよう意見をいただいていたところである。しかしながらこの案なら絶対といった有効な手段が得られていないのが現状である。よって平成21年度当

初予算においては現行のワンコイン制を継続する中で事業予算を計上することとしたが、並行して利用対象者はもちろん、対象未満の方も含めて聞き取りやアンケートによる調査、各種団体の方との意見交換などを実施することも視野に入れ21年度中に見直し方針について検討し、方針が固まり次第委員会場で提案、協議させていただきたいと考えている。

佐々木課長

③ 保育所の管理代行負担金の関係で、人数とタッグの関係で代行負担金については人数的には大きく変わっていないが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児で単価が違う。例えばゼロ歳児の場合は4歳児以上と3倍くらい違うことで、具体的には江部乙では人数的には少し減っているが、ゼロ歳児、一、二歳児がふえたことで逆に300万円くらい単価が上がっている。

⑤ 児童館の運営費で放課後健全育成事業に要する経費で、ことしは江部乙で1カ所ふやすのに去年より減っているということで、去年1,300万円だったのがことしは1,000万円ということで若干放課後児童クラブと児童館とで予算の組みかえをして、昨年は放課後と言いつつも放課後事業も児童館事業も合わせて計上していた部分と、ここには職員費が入っていないので放課後児童で言えば総務費は嘱託厚生員の報酬を加えると昨年は放課後が2,200万円だったが、ことしは江部乙が学童クラブをやるということで2,596万3,000円にふえている。予算の組みかえと職員費との関係で変わってきているということである。

杉山主査

⑪ 子ども条例の発足時に子ども未来会議をつくった。市民会議については子ども未来会議を母体にしてそれにあわせて多様な参加を求めて進めていきたい。具体的なスケジュールについては、年度当初早々にニーズ調査を実施する予定で、それをもとに大まかな施策を事務局でまとめた段階で子ども会議を母体にした新しい市民会議で協議し22年度からの計画策定を目指していきたい。子供の意見の聴取方法については条例制定のときにも子ども部会でいろいろ意見を伺ってきたが、意見を伺う分野が多岐にわたるとなかなか意見が出てこない部分もあるのである程度分野を絞ってから子ども部会のような形で意見を聞いていきたい。

小野寺副主幹

④ 今でも保育所に通っているお子さんで途中で熱を出したりお腹が痛くなったりして体長不良を訴える子がいる。季節的には冬場が多いが、平熱より大分高い状態、おおむね37度5分から38度ぐらいの熱が出たら基本的には保護者に連絡して迎えに来てもらい医者を受診してもらうような形をとっている。熱が出たからといってすぐに迎えに来る保護者は少ないのが現状で、その間を見守るということで乳児保育のほうに看護師がいるので、普段は入所時の健康チェックをしていることから看護師の判断で急変するものではない、軽微なものとの判断がされた場合は保護者が迎えに来られる可能な時間まで保育所で安静に休める場所を確保してお子さんを見ていきたいという事業である。看護師は中央保育所に常駐しているが、ほかの施設への見回りもあるため、もう1人フリーの看護師を配置しなければならないし、保育師ももう1人見込んでいる。毎日そういうお子さんが出るかというと、データでは時期的に集中することはあるが年間290日程度の保育日数のうち半数以下くらいと試算している。今は施設面で不可能だが、将来的には病後児保育、朝から体調が思わしくないがそれほど重篤ではない回復期のお子さんを見ることができると思う。医療機関との連携では、現在入所のお子さんについては市立病院の嘱託医に来ていただき健康診断をしてもらっているので、体調不良児型の保育を行うようになる前に市立病院の嘱託医との連携をさらに深めてお子さんの安全確保をしていきたい。

周知方法については今でも体調不良になったお子さんをすぐに迎えに来れない場合は見ている状況ではあるが、お子さんの状況を朝確認して、例えば投薬依頼書ということで薬を持ってきた場合も保護者にお子さんの健康状態を書いてもらうようなシステムをとっており健康状態のチェック用紙に状態を書いていただき把握していくことになる。いつからという部分では整備を進めていく中で検討していきたい。該当するのは今通われている保育所のお子さんで、中央保育所で行う予定なので当面は中央保育所に通われているお子さんだけを見る形になるが、病後児保育に進んでいく中で全保育所に通われているお子さんが対象になる。

佐々木課長

④ 補足する。体調不良児保育については当初予算には計上していない。今言ったように前提条件を整理して今後補正に向けて検討していきたいという内容である。場所については既存の医務室を活用して行いたい。

窪之内

① 保育所の管理代行負担金は年齢別で単価が違うということだけで単価の見直しを行ったとか、違う部門で20年度と比べて予算を減らしたということはないのか。

② 予算は計上されていないが条件を整えば体調不良児をやっていくとのことだった。原則は親に迎えに来てもらいその間の見守りとのことだったが、制度的にそうなれば無理をすれば迎えに行けるが無理をしないで仕事が終わってから行くという状況についてどうするかといった病児保育をやる側の方針が必要なのではないか。できるだけ早く来てもらうことが条件なのか、一定の余裕があるから仕事が終わってからでもいいということなのか、そういうことも含めて今後考えていくということなのか伺う。看護師の判断とのことだったが少し重たいと思う。38度の熱でもインフルエンザの初期ということも考えられるわけでは38度だから預かったが、1時間後に急変するということも考えられるので、病後の回復期とは別に病気が発生したときのことなので医者との連携をとらないと何か病気が急変したときに看護師の責任になってくると問題である。その辺を含めてどのように対処しようとしているのか条件整備も含めて伺う。

③ 児童館と放課後保育所だが、この予算は当然タッグ計画で示された日曜と祝日を閉館としての予算計上と思うが確認したい。現在児童厚生員が配置されているところと将来7館にしていきたいということとの関係で21年度はどのような取り組みをしようとしているのか伺う。

④ 生活保護の関係で障害者加算など残っている加算が幾つかあると思う。障害者加算で交通費が払えると言われたとのことで、障害者加算を払っているから通院移送費を払わないということはないと思うが、その辺を確認したい。

⑤ 滝川の医療機関では行われていないような医療で市外の病院にかかるということで、例えば旭川にも札幌にもあるというときに、医療機関の選択は市立病院の院長が選択しているのか、それとも最も近い病院を指定することになるのか伺う。

⑥ 定額給付金は臨時的、一時的なものとのことで東川町のような福祉給付金は毎月出されるということになると保護費を減らさざるを得ないと思うが、そんなことをしたら意味がないので先ほどの答弁からすると違う気がする。定期的に支給されるようなものと福祉的であればいい、行政がやればいいのか伺う。

⑦ 子ども未来会議をつくったということだが、新しい市民会議をつくり上げ22年度発足で総合的な計画をつくり上げることはわかったが、子ども未来会議

をつくるときに子供たちが参加したいという場合、言わば公募というか学校に推薦を頼んだのか、学校で頼んで子供たちの自主的な意思が反映されたものをつくったのか。新しい市民会議づくりもそうした公募や委員構成についてどういったことを考えているのか伺う。

佐々木課長

- ① 代行負担金の単価は昨年と変わらない。国の基準でやっている。
- ② 体調不良児保育については、送り迎えの関係、リスク管理、病気になったときにどうするか、当然看護師の判断だけでなく病院との連携、実現に向けてこれから詰めていくのでよろしくお願いします。
- ③ 児童館については日祝休館のマイナス分は入っている。児童厚生員については学童クラブに専門の児童厚生員、それと児童館の厚生員ということですべてに配置している。
- ⑦ 子ども未来づくり条例については、当初は市民会議をつくって3つの部会、子育て、子育て、子どもの部会ということで平成19年度から2年間にわたり学校にお願いして児童会の代表の方にという形で行ってきた。今後については今までの子ども会議をベースに公募も含めてしっかりやっていきたいと思っているのでよろしくお願いします。

国嶋副主幹

- ④ 生活保護費について障害者加算がついているから通院移送費を支給しないということはない。ただ、本人の日常生活において負担が大きいという場合は本人から申請をいただいてということになるので、例えば障害者加算が月に1万何千円入っている範囲の中で通院移送費が75歳以上の方であれば今の敬老パスを使えば月1回200円で済むことで申請しないということも話の中ではあり得る。障害者加算がついているから出さないということではない。
- ⑤ 医療機関の選択については、本来生活保護上での医療機関の受診に当たっては福祉事務所としての事前決定で、その決定内容、通院先に疑義がある場合は嘱託医等との協議をして決定するとなっている。ただ、医療機関へのかかり方の現状としては近くに砂川市立病院があるから胸部外科は砂川でなければだめということは医学的判断も含めて私どもではなかなか強制はできないのが実情である。大抵は市立病院の医師から紹介状をもらって札幌、旭川の病院を受診することになり、それについては嘱託医と必要な医療かどうかの確認をして必要ということであれば市外の通院、入院を認めることになる。
- ⑥ 東川町の福祉給付金が毎月ということであれば、私が知っている範囲で生活保護の基準で言えば収入認定になると思われる。地方公共団体が給付する例えば敬老の日の祝い金など臨時的なものについては認定しないと通知の中にあるが、毎月となると年金等と同じ扱いになるのではないかと思う。ただ、それをどういった形、現金なのか何なのかにもよるし東川町ということであるので北海道でその収入の認定の取り扱いをどうするのかということになると思う。他に質疑はあるか。

委員 長
清 水

- ① P73、民生委員の活動に要する経費について来年度の見込みということで伺う。民生委員は原則65歳未満で初任で選ばれ、75歳になったら退くというようなことが法律で定められているが、実態としての65歳未満あるいは75歳以上のそれぞれの人数、平均年齢について伺う。
- ② 民生委員の制度の中で民生委員の方から提案されることが民生委員協議会であった場合にどう取り扱っているのか。具体的に20年度に限らず最近どんな提案を受けて21年度にそれをどのようにしていくのか伺う。
- ③ P77、重度身体障害ケアステーションの運営管理に要する経費については、

新タッグ計画で年度途中の廃止ということで約半額が計上されているようなので9月いっぱいを予定していると思うが、いつ廃止予定でそれまでの行うべきことについて伺う。

④ P77、滝川新生園の運営管理に要する経費 3,109 万 9,000 円だが、新生園はアイガモ事業で毎年一千数百万円ほどの利益を上げているということは皆さん知っていると思う。この利益と管理代行負担金の関係で管理代行先の新生園の事業収支がどうなっているのか、また管理代行負担金の金額はどのように決めているのか。公募であれば相手がプレゼンを行って幾らでやるという提案をしてくるが、公募でないので新生園からの提案は一切ないと思うのでどんな根拠で積算しているのか伺う。

⑤ 中央老人福祉センターについては、新タッグ計画でふろ代を 100 円から 21 年度中に値上げすると書かれているが、いつ幾らに上げることを目指してどんなことを行っていくのか伺う。

⑥ P79、ねんりんピックの 749 万 3,000 円の財源及びプレねんりんピックは通常のコスモスマラソンに比べて参加人数が非常に多かったが、ねんりんピックになるとさらにふえると思う。プレねんりんピックに何人が参加し、今年度のねんりんピックは何人の参加を見込んでいるのか伺う。

⑦ P79、在宅ケア推進事業に要する経費について、緊急電話が変わったことで 100 数十万維持費が減ったが、具体的にだれがどのように維持していたものの維持費がゼロになったのか。

⑧ 福祉除雪や緊急電話は昨年度制度改正がされていわゆる所得要件がなくなったのでどんなふうに利用者がふえるを見込んでいるのか。今年度との比較で伺う。

⑨ P83、保育所の運営管理について、新年度は国基準ということで7段階になると思うが、資料を求めた結果、超過負担が 1,988 万円まで減るということで昨年より 1,000 万円減るという状況になっており、逆に言うと日本一保育料金、幼稚園の就園奨励費補助金の負担が高い町ということに名実ともになる。いろんな子育て施策を評価はしているが、この点においては日本一悪いということである。超過負担がここまで減ったのだから若干でも国基準より下げる方向の検討を 21 年度に行う考えについて伺う。

⑩ 児童館について、新タッグ計画で日祝休館が 4 月 1 日以降に実施されとのことだが、新タッグ計画特別委員会で触れられた経過は非常に短いものと聞いているのでここで伺う。どれだけのお子さんの声を聞いたのか。全体数で何人に影響があるのか。保護者の半数は理解を示したとの説明だったが、逆に言えば半数は理解しなかったことになる。その後、保護者や子供の理解をどのように進めてきたのか伺う。

⑪ 生活保護の問題だが、滝川の場合は保護担当に来て単なる制度説明の場合は相談カードも書かない。申請の意思が不明の場合は相談カードに記載するだけで、最後に申請の意思が明確で保護が開始できそうと思われるものについては申請書を交付するといった区分けになっていると思う。20 年度に何人が保護担当に来て、制度説明を何人に行い、相談を何人から受けたか。また、その中で申請書を渡したのは何人か。これがもとになって来年度の予算が出てきているのでその件数について伺う。

⑫ 現在市は住民訴訟で被告になっているが、どう考えても既に会計検査院が入口段階で不当ということで市は全額返還を求められている状況になっている。

そういう中で裁判費用は21年度にどれだけかかるのか。弁護士費用及びその他の費用ということで伺う。

⑬ 寄附の状況についてきょう現在で幾らになっているのか伺う。OB 2人については明確に責任があり、議運でも3月中に寄附されるということが総務部長からも述べられているがその進捗状況について伺う。また、代表質問で21人の関係者、現職員についてはこれ以上の寄附を求めないことを市長は明言したが、元特別職等ということで前監査委員及び前監査事務局長に寄附を求めるという考え方について伺う。

⑭ 老人福祉住宅について、新タッグ計画の素案P32では年度途中で入居者に説明したり、社協及び住宅ヘルパー等との協議を行い規則改正をして22年度に事業廃止としているが、新タッグ計画の素案では19年8月31日に行った事業仕分け、模擬仕分けにおける主な意見として同じ団地内で老人福祉住宅の位置づけをされていない住宅の入居者はサービスを受けていない、不公平ではないかと書かれておりこれが最大の理由にされている。事業仕分けで1件当たり何分かけてやったことがこの方針につながっているのか。来年度方針を決定してこのように協議をどんどん進めていくわけで、本当に実態を知った人がこういったことを発言して主な意見となったのか伺う。

⑮ 議案第21号の滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例の第13条、第14条について、虐待及びいじめへの対応ということで第13条には何人も、こどもに対して虐待及びいじめをしてはならない、第2項として市は、家庭、地域、学校等及び関係機関と連携し、及び協働し、こどもに対する虐待及びいじめの未然防止、早期発見及び救済のために必要な措置を講じなければならない。第14条には市は、こども自身からの相談やこどもにかかわる相談に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り、速やかに対応策を講じ、こども及び子育て家庭への支援の充実を図るものとする」と書かれている。私は、今回の事件が起きる前から余りにも一般的な条文だと指摘していた。田村市長はいじめに関してしっかりやる市にしますと日本一宣言をした。小田教育長はあれほど取り組んできたのにと肩を落とし唇を震わせたとの報道がされた。既にこの条例案をつくったときの背景と現状の背景とでは大きく変わっている。こんな一般的な文章では3年間に2件も自殺事件がある町としてはふさわしくない条文になっていると思うが考えを伺う。

委員長

答弁を受ける前に今の清水委員からの質疑の中で、生活保護の20年度の実績に関しては21年度の予算ということで簡単に答弁していただき、住民訴訟の裁判費用に関する質疑はよいが、寄附に関する2点については21年度の民生費に関係ないと思われるので削除することによりか。

清水

民生費に関係ないなら何費になるのか。

委員長

どちらにしても21年度の民生費に寄附金はかかわりないと思う。

清水

予算審査特別委員会全体の中で聞きたいのでどこで聞くべきか整理していただきたい。

委員長

整理して後で話をするが、きょうの民生費の中ではしない。

清水

ほかでできることが保証されて初めてしないということになる。

委員長

民生費の中ですべきことではないのできょうはしない。

清水

市長は関係者を中心にして返還をしていくと言っている。

委員長

意見を求めている。寄附に関して21年度の予算の中にあるわけではない。あくまでもこの間の本会議で行われた補正予算の中で出てきたことである。こ

こで休憩する。

休 憩 11 : 12

再 開 11 : 14

委員長
国嶋副主幹

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。

① 原則65歳以上75歳では次回の更新はないという本筋は変わっていないが、前回の改選時から75歳以上の方でも特別な理由書をつけて申請し認めていただければ新任の方でも認定していただくよう変わっている。現在75歳以上の方は3名で、平均年齢については児童委員の方も含めて約62歳となっている。

② 福祉課において協議会の事務局を担当しているが、今年度特に民生委員からの提案はない。事務局として例えば研修会開催の打診、また講師との調整等を実施することはあるが、協議会の団体として市に提案等の申し入れがあったという事実は把握していない。

⑩ 平成20年現在までの相談件数は221件、そのうち実件数は145件なので1回でという方もおられるし複数回の方もおられる。これらを参考にして21年度の予算ベースについては最大現状の時点から5.8%アップを全体で見込んでいる。ちなみに昨年2月末同月比では1.4%アップ、世帯数では40世帯、人員数では57名が増加している。19年度は53件の申請を受けたが、20年度はきのう時点で申請件数が77件になっており、この増加傾向が21年度も続く見込んで予算を作成している。

橘 課 長

③ 重度身体障害ケアステーションの運営管理に要する経費の委託料は4月から9月までの半額分の予算、ちょうど昨年の予算の半額である426万5,000円を計上している。10月以降の話だが、一般のホームヘルプサービスを受けている介護世帯と同じ扱いで介護給付費の扶助費で支払うことになっている。金額については19年度の派遣実績時間数をベースにして試算すると546万円ほどと見込んでいる。10月から廃止ということで入居世帯6世帯については、当然ヘルパーを派遣しているのでヘルパーとの調整というか社会福祉協議会が窓口になっているのでそことの調整もしたい。また学生会館とか5階、6階のふれあい住宅の賃貸事業を委託している振興公社とも廃止までに調整していきたいし公営住宅管理の建築住宅課とも協議していきたい。一番大切なのは現在入っている6世帯の入居者で昨年末には各家庭訪問をして理解を得たが、中にはどう変わるのかと言う方もおられたので今後とも理解を深めるために協力を求めている。あくまでも一方的に廃止するというのではなく入居者の十分な理解を得て進めていきたいと考えている。

⑫ 今まで住民訴訟ということで口頭弁論は4回行っているが、滝川市と顧問弁護士との間で訴訟事務の委任契約を結んでおり、すべての訴訟事務をお願いするという契約をしている。弁護士費用については着手金、報酬、実費、日当というものが発生してくる。報酬については裁判が終わった段階で支払う金額だが、着手金については裁判が始まった時点で払うということで顧問弁護士とも協議して経済的利益額の金額をある程度示していただき今回の住民訴訟については51万4,500円をお支払いしている。予算額については予備費で対応させていただいた。実費については電話代、ファックス代、札幌の裁判所に行くための旅費などがあり、前期分ということで18万円弱払っている。また、後期分として10月以降3月までの分についてはまだ弁護士から来ていないが恐らく25万円から30万円くらいかかることで1年間で40万円弱が実費、日当ということになる。

谷本副主幹

④ 新生園の事業収支については、17 年度は約 650 万円、18 年度は約 1,200 万円、19 年度は約 740 万円の黒字となっている。そのうちアイガモ事業については、17、18 年度は収入全体の約 62%、19 年度は 65%を占めている。20 年度は決算がまだこれからだが、19 年度の同時期と比較して昨年 12 月末現在、4 四半期のうちの 3 四半期が終了した時点で見ると前年比 12%ほどの伸びで、あと 1 四半期もこの傾向は続くと考えておりアイガモ事業はここ何年かでも伸びている状況である。指定管理にかかる管理代行負担金については、17 年度は収入全体の 36%、18 年度は 30%、19 年度は 33%でアイガモ事業収入の半分くらいで推移している。20 年度予算と比べると 21 年度は 135 万 5,000 円ほど下がっているが通所人数の関係である。管理代行負担金の決め方については、昔の措置費の時代、支援費の時代、現在の障害者自立支援法になった時代と推移してきているが、措置費の時代は委託料ということで通所者の人数掛ける国で定められた単価で他の施設と同じような計算方式で委託料を出していた。それが支援費、今の障害者自立支援法の時代になっても同じような考えで通所者数掛ける単価ということで今は介護給付費と名前が変わったが、算出した金額を代行負担金として出しており更生園も同じである。時代、制度が変わっても措置費の時代と同じように通所者数掛ける単価で出すのが適当ではないかとの判断で現在も以前と同じような方式で算出して出している。

深村主査

⑤ 入浴料の改定については、昨年とことしの 2 回にわたり指定管理者である老人クラブ連合会の役員の方とも入浴料金の改定はもとより今後の運営に関しても協議をさせていただいた。その中では現行 100 円の入浴料金を利用者の方に負担いただいているが、もう 100 円アップの 200 円で検討してみてはどうかとお話をさせていただいている途中である。老人クラブ連合会も総務部会、役員会、4 月の総会というようにいろいろプロセスを経なければならないので今後も役員の方と引き続き料金改定についても協議を進めさせていただきたいということで、21 年度途中になるか 22 年度になるかわからないが、協議が整った段階で改定につなげていきたい。100 円アップの理由だが、市内の公衆浴場料金が 390 円であるためその約半額程度ということで 200 円の料金にということでお話をさせていただいている経過がある。

⑦ 在宅ケア推進事業に要する経費についてだが、平成 20 年度緊急通報システムのこれまでの機器貸与方式から N T T 機器のレンタル方式への移行ということで当初設置していた旧機器の方については設置時に 1,000 円の自己負担分をいただいていたので、その方が新制度に移行する際に十分聞き取り、説明を行った上で新制度に移行したいという方については、その除去の手数料については市で負担をしたという経過がある。また設置時の費用についても別途かかり、介護保険料段階に応じて 1,000 円、2,000 円負担の方もいたが、その差額については市が負担した。既存機器設置者の方が新機器に移行したことによる減ということで 21 年度は全く新規の方の設置に伴う行政負担分を計上しているところである。

⑧ 福祉除雪についても平成 20 年度の冬から料金改定とあわせて所得要件の撤廃、距離的要件の緩和を行った。現在 345 世帯ほどの方が利用されており、昨年と比較すると 40 件ほど減っている。料金の改定、介護保険料段階に応じてということで若干負担をお願いしている部分もあるが、一方で考えられるのがことしの場合は一時にたくさん雪が降ったものの降らないときは全く降らないということで、料金を負担することに対して高齢者の方も何とかできるという

たことから途中で取り下げた方もおられる経過の中で現在 345 件となっている状況である。

⑭ 老人福祉住宅については、平成 20 年度予算から介護保険特別会計の地域支援事業にその財源を求めることで特別会計に移行していることから民生費にはあられていない。1 点補足させていただくが、事業仕分けの模擬仕分けの際に他の団地と不公平との意見があり、確かに模擬仕分けの際に出されていた意見ではあるが、老人福祉住宅を始めた当初は家事援助を主たる目的として導入した。しかし、平成 12 年に介護保険法が導入され必要なサービスは自身の負担により受けられるといったことから実態問題として家事援助の部分というのは非常に少なくなっているということで見直しに至ったということを補足させていただく。

佐々木課長

⑨ 保育料の超過負担の解消については市長が以前に議会で答弁しているように超過負担の解消の推移や状況を見ながら保育料の見直しなども検討したいということで、さらに努力というか新たに指定管理も視野に入れてという内容である。

⑩ 児童館の日祝閉館については、去年の夏からすべての母親クラブ、地区の育成会の会長、町内会の関係者にも説明してきた。また、タッグ、まちづくり懇談会を経て、さらに年が明けてから再度児童館母親クラブ連合会の役員会、町内会連合会でもお願いしてきた。基本的に児童館についてはタッグの中では日曜日の利用は極端に少なく 6 割以下、厚生員に確認したところゼロの日もあり来てもすぐに帰ってしまうとのことだが、それでも来ている子はいる。毎日運営という面では全道では滝川とあと 2 つくらいの少ない状況である。関連して日曜日は保育所や学童クラブも休みということで家族団らんの大事な日という観点からタッグの中でも見直しできるものはしたいということで学童クラブという新しい需要、現在 5 か所あるがさらに江部乙地区もやっていくということでそういうものに少しでも振り向けるという形でやってきた。子供の意見については直接児童館に行って子供の意見を聞いてはいないが、特に日曜日云々といった話は出ていない。子ども会議などでも児童館のあり方についての話をしたが、世代間交流といった話も子供たちから出ていた。何人に影響ということでは全市平均では平日の児童館利用が 24 名、日曜日が 11 名ということである。保護者の理解についてはやってほしいという声と仕方ないという声があったが、そういったものを判断して今回こういう形にした。その後の理解ということで 1 月、2 月に母親クラブ、町内会連合会で話をした経緯がある。

⑮ 滝川の条例は理念条例で子供に関する基本条例である。子供のためにできることを定めたもので子供のためのまちづくりに関して理念を実現していくための具体化についてはこれからの手探りということであり、市民会議等を行って具体化を進めていきたい。いじめの関係もあったが市教委とも連携しながら進めていきたい。

藤田副参与

⑯ ねんりんピックの財源についてだが、P79 に載っている 749 万 3,000 円は市の補助金でマラソンの実行委員会に対する補助金である。市の補助金と道の補助金が入り、実行委員会に入り、実質は実行委員会がマラソンを行うという実行委員会方式である。市からは 749 万 3,000 円を市の実行委員会に出し、平均すると 2 分の 1 という割合になっているが、道が道のねんりんピック実行委員会にその額を出して、道の実行委員会から市の実行委員会に補助金をいただくという少し面倒くさい方式になっている。全道各地で十数種目あるが、全部実行委

員会方式で道の取りまとめの実行委員会が道から補助金をいただいて道の実行委員会から各市町村の実行委員会に補助金を出すという方式なので749万プラス同じ程度の額が来年度いただけると予想している。

清 水

① 民生委員については、75歳以上の方を新任で認めるようになったというのはどこの制度改正なのか。国なのか、道なのか、市なのか。

② 新生園については市の管理代行負担金の倍くらいが管理代行先の収入になっている。市が約3,000万円で新生園の収入が別に6,000万円あることで9,000万円に対して約1,000万円の利益があり、ざっと1割の経常利益ということだと思う。どのように管理代行負担金を決めているのかという点で管理代行先が利益を上げるなどと言っているのではないが、適正な利益ということは念頭に置かななくてはならない。ここで資料要求したい。管理代行負担金と21年度の各管理代行事業の経常利益の予定について一覧表を求めたい。着実に毎年1,000万円の利益を上げている一方で、ある施設は毎年赤字という話も聞く。指定管理の発注の仕方としてきちんとした基準があるのか。新生園に片寄ってはいないか。ましてや社会福祉法人なので利益が目的ではないはずなので1割の経常利益は少し多過ぎるのではないかと思うが考えを伺う。

③ 保育所については推移を見ながら保育料金の再見直しを検討したいとの答弁だったと思うが、そもそもタッグ計画での超過負担の目標は今年度で幾らまで少なくするという目標だったのか。

④ 児童館の日祝休館について子供の意見を全く聞いていないというのは未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例の第3条の3項、こどもの視点のまちづくりに努めることという条例案をつくりながら子供に聞いていないというのはまずいのではないか。子供の意見を聞かない理由があるのか。条例案を出している立場から言えば早急に子供の意見を聞くべきと思うが考えを伺う。

⑤ 生活保護の申請数が約3割から4割の間ということだが、21年度事業をするに当たり申請したいという方に申請書を半分以上とか5分の4とか申請書を渡す率を高めていく考えについて伺う。

⑥ 裁判について1年間に40万円、着手金のほかに報酬が今後発生するとのことだが、この裁判については既に国が違法、不当と認めたわけなので何を市として争う必要があるのか。市としてはこんな経費をかけてまで裁判を継続する必要はないのではないか。こちらから和解を申し入れる考えについて伺う。

⑦ 条例についての答弁は今回の新たな衝撃的な事件を踏まえていない。所管は子育て応援課かもしれないが、12条にかかわっては滝川市がわざわざつくる条例がこういう一般的なものでよいのか。市長は日本一いじめのない町をつくると意気込んでいた。条例をつくる前に滝川はどうにもならないいじめの町となっていた。事件が起きた中学校では2桁に上らないいじめが常時繰り返されているとのことである。番長のような人が何人もいるとのことである。教育委員会とよく話をして答弁をいただきたい。

委 員 長

答弁を求めるが、最後の条例の問題は教育費で聞いたほうがよいのではないか。条例に絡めてということになると本当に聞きたいことは教育長に聞いたほうがよいのではないか。ここで休憩する。

休 憩 11:47

再 開 11:48

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。条例案の審議をしているので条例案に関

国嶋副主幹

する部分を所管から答弁してもらう。教育委員会ではないので保健福祉部所管の部分について委員長判断で答弁してもらうこととする。

① 民生委員の制度改正は平成 19 年 8 月 20 日、北海道の社会福祉審議会審査方針ということで示されている。新任 65 歳未満、再任 75 歳未満の原則は変わらないが、ただし書きとして地域の事情とやむを得ない場合は 65 歳を超える方の新任もよい、75 歳以上の方の再任についても過去の状況を勘案し今後の活動に支障がないと認められる場合はよいと改正されている。

⑤ 生活保護について相談件数に対する申請件数を申請率としてそれを上げる努力をしようとは思っていない。申請を希望される方、その意思を確認される方には 100%申請書を交付することはもちろんだが、相談の中には制度の説明などいろいろあるので、その方々すべてに 100%申請書を交付するという業務目標を掲げることはない。

谷本副主幹

② 新生園について指定管理に関しては平成 18 年に市が出した指定管理者制度適用方針に基づいて公募によらないで指定管理者を選定する施設という中に新生園は更生園とセットで入っている。その区分、分類の文言としては当面現行の委託先を指定する施設という分類の中にあり、法制度の改正、その他の制度改正等に伴う施設の位置づけ、役割が見込まれ、または指定管理者制度への移行を円滑に行うため当面現行の委託先を指定するものという区分の中に入っている。平成 19 年度から指定管理ということでこの考えで 21 年は 3 年目になるが、21 年度についても指定管理をしたいとするものである。収入面の関係で毎年相当額の黒字を出しているが、障害者自立支援法により平成 23 年度末までに新体系サービスに移行しなければならない。現在新生園は更生園とともに旧知的障害者身体障害法の施設であり、5 年間の経過期間の移行期間の最中である。23 年度までに移行しなければならないということだが、激変緩和する措置は 21 年度は継続されるが流動的な面もある。新体系に移行すると介護給付費、いわゆる施設に入ってくる収入が新生園で 3 割から 4 割減るのではないかという試算もある。24 年度以降は、今までより運営が厳しくなることも予想されるということも理由の 1 つとして述べておきたい。

佐々木課長

③ 超過負担について目標としては保護者に負担を求める分は国基準までにするということと、それ以外は市としてコスト削減しながら超過負担を解消するということである。具体的には今ある 3 つの保育所以外に二の坂保育所も想定されていてそういうものも合わせて超過負担を解消するという考え方だった。

④ 児童館については日々子供の悩み、相談の声を聞いている児童厚生員、母親を中心に話を聞いたということと、子供の声については私が児童館に行っていないということではなく、状況は見てはいるがかなり利用が少ない状況だったということである。一人一人の子供に聞くのではなく、まちづくり子供会議の中で意見交換を行ってきており、そういったものを含めて今回の方向を考えたということである。

副市長

⑥ 裁判の関係で和解を求める気はない。

⑦ 条例についてはベースを整えたいということで提案している。ベースそのものがなっていないということになると抽象論で実現性があると言う清水委員が考えるものはわからない。私どもとしてはベースを提案したいということでこのことに関して教育長が今回のいじめのことを含めて片方でこういう条例が提案されているが、教育長としてはいじめの問題を含めて条例の背景を考えるとどうなのかということについては教育費の中で教育長に答弁するように私か

らお願いしておく。いじめのない町ということについては市長にそういう問われ方をしているということは申し上げておく。

委員長

ここで休憩する。

休 憩 11:59

再 開 11:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

清水

① 新生園については24、25年度以降厳しくなることは理解した。しかし、今新タッグ計画の中で1万円単位での削減を全分野でやっているときに1,000万円の利益を連続して上げているような指定管理代行のあり方はいかがか。ここでも絞るという考えはなかったのか伺う。

② 未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例だが、いじめをしてはならないというような入り方ではなく、滝川市ではいじめで悲しい事件が相次いで起きたという背景を書くと同時にいろんな取り組みをしたがいじめは減少していないという中で、どうしたら本当にいじめをなくすことができるのか。今の時点でこれが答えだろうと思ってやってきたことが答えでなかったということが今我々が直面していることである。そういうことについて他市にまसारような取り組みをするといった表現に変えるべきである。市長には議案の訂正権があるので訂正して議会が承認すれば条例案が訂正されることになる。あるいは議員の議案提案権を活用した修正ということもある。市長は12条を変える考えはないのか副市長に伺う。

副市長

② ベースとして提案しているので変えるつもりはない。議員提案で変えるのかは私が察知するところではないが、いじめをなくすという具体策はきちんとやっていかなければならないことである。

狩野部長

① 委託とは違う指定管理なのであくまでも社会福祉法人とはいいながらも一般社会福祉法人の中で自分たちでもいろんな事業を考えていかなければならない。先ほど谷本副主幹からも新体制に移行すると収入的に不安な要素が考えられると申し上げたが、この段階で指定管理代行負担金の金額、向こうの収支のたがで判断するのはいかがかと思う。いろんな施設を事業団でやっており全体の中の健全な経営が大事なことと思っているので理解願う。

清水

質疑を留保する。

① 議案第21号の第13条について、この条例案が提出されたときと提出後では余りにも背景が変化している。市はこれまで平成17年に起きた事件を絶対に繰り返さない思いで全力を挙げていじめのない学校づくり、まちづくりをしてきた。しかし、3月に新たな自殺を図るという事件が生じた中では、このような一般的な条文ではなく、これまでのやってきた経過を反映させるような、当市にはまだいじめを克服し切れていない、またどうしたら克服できるかということをもみんなで真剣に考える必要があるといったことも含めた条例案に訂正することを求めたい。

② 新生園に関してだが、他の施設の利益については資料要求をした状態なのでわからない。しかし、17年度から650万、1200万、740万、20年度は800万強と約1割の経常利益が出るということについては、公募でなく非公募なので市として新タッグ計画を行っている中でここでもさらに絞り込むような管理代行負担金の予算を組むべきではないのかということを留保したい。

委員長

清水委員から管理代行施設の収支がわかる一覧表について資料要求があったがほかの委員の皆さんは要求することによいか。(よし)

浦川副主幹	21 年度分の指定管理の収支計画書は今提出の時期を迎えているが、すべての施設についてはまだ把握できていない状況である。
副 市 長	前段の質疑の留保についてだが、私としては教育長にも市長にも話をするとやっているが、その前提なしに質疑の留保という形でよいのか。私は配慮したつもりで言ったのだが、せめて教育長の話を聞いてから留保していただきたいという気持ちはある。
委 員 長	ここで休憩する。 休 憩 12 : 10 再 開 12 : 12
委 員 長 狩野部長	休憩前に引き続き会議を再開する。資料要求の件について所管はよいのか。19 年度の管理代行負担金にかかわる収支の決算についてはうちのほうで資料を提出できるが、民生費の中で関連施設だけということではよいのか。うちの所管の部分は提出できる。後段の予算の関係については事業団のほうとも話をして 21 年度の収支計画書は無理と思うので 20 年度の中で出せるものは提供したいと思うが、どこまでのものを出せるか事業団と調整させていただきたい。
委 員 長	ここで休憩する。 休 憩 12 : 13 再 開 12 : 20
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。資料要求は民生費に関する部分を中心にしてできる限りのものを出し、決算書がない場合は収支計画書を出すことでよいのか。（よし）ここで休憩する。午後の再開は 1 時 30 分とする。 休 憩 12 : 20 再 開 13 : 29
委 員 長 谷本副主幹	休憩前に引き続き会議を再開する。所管より答弁の訂正がある。 先ほどの清水委員に対する答弁の訂正をさせていただく。新生園の収入の関係で 17、18、19 年の黒字分を説明したが、18 年度は約 1,200 万円の黒字と言ったが私の転記ミスで 590 万円の黒字が正しい数字であるので訂正させていただく。
委 員 長 本 間	質疑のある方はいるか。 ① P77、新生園の収支等の説明をいただいたがわかりづらい。17、18、19 年度の総体の収入はどれだけで支出はどうで、例えば 650 万、590 万、740 万というのは経常利益なのかどうなのか説明願う。 ② 保育所の関係で、清水委員の資料要求したものに基ついての質疑になるが、これを見ると市の超過負担は純然たる市の負担も含めて着実に減少しているように見える。例えば 19 年と比べても見込みとしては半分くらいになっており、昨年と比べても 1,000 万円少ない。基本的に財源として成立する話だと思うのでこれについては本来的には保育料に影響させるべきと思う。これまではそうではないと譲っても子育て全般に対して影響額として使うべきではないかと思う。例えばつどいの広場事業は昨年まで 545 万 4,000 円の委託料が出ていたが、515 万 4,000 円に減少させられた。515 万 4,000 円というのは純然たる国からの交付金の額なのでこのうちの 3 分の 1 が市負担で、その超過負担分が 30 万円あったのをカットしたというのが現状である。自分がよく知っているのがここのなのでそのことに触れるが、市役所全体の子育てに関する考え方というのは現場で方針を出すのではなく上部からの指示というか政策判断がもっときちんとした形であるべきと思う。昨年から 1,000 万円減るであろう保育所の運営費を

- 谷本副主幹 全体の財源として考えてしまうようなことではよくないと思うが考え方を伺う。
- ① 17年度は収入が9,076万6,692円でそのうちアイガモ事業等収入が5,665万9,651円である。アイガモ事業等とはアイガモの肥育、堆肥、ビニールハウス栽培による花卉の販売というのも入っており年間200万円にも満たない額なのでそれも含まれている。それに対して支出が8,428万4,103円ということで収支差額が648万2,589円なので先ほど約650万円の黒字と申し上げた。18年度は収入が8,875万5,007円でそのうちアイガモ事業等収入5,932万6,718円が含まれており、それに対する支出は8,296万8,949円で収支差額が590万9,533円ということで先ほど590万円の黒字と訂正させていただいた。19年度は収入が9,438万3,116円でそのうちアイガモ事業等収入6,170万3,310円が含まれており、それに対する支出は8,697万5,530円で収支差額が740万7,586円で約740万円の黒字ということである。
- 高橋部長 ② トータルの政策判断ということだがまさにそのとおりと思う。保育所の1事業でこのような超過負担が年々縮減しているという面だが、これは当然今般提案している子育て関係の条例の充実、新年度ではファミリーサポート事業、あるいは今後予定される体調不良児関係などの子育て支援のトータルな新規事業等にも充当されていくべきことと思う。保育料の関係についても超過負担が解消になった時点では全道的な保育料の水準などを勘案して見直しの将来の課題についても市長が本会議で答弁していることもあり、子育て、あるいは子育て支援のトータルな政策の推進という部分もあるということで答弁させていただく。
- 本 間 ① 新生園については運営管理代行負担金の積算方法は聞いたが、内訳について聞かせていただきたい。
- ② 保育所の関係について総務部長からそのとおりと言われたが、何で今やらないのかがわからない。つどいの広場にこだわるわけではないが30万円減ったら赤字になる。当然そこから工夫してやることにはなるが、ぎりぎりですべて成果は上がっているということがベースとしてある中でそこを減らしてもファミリーサポート事業などの新規事業はやる、保育所の市の超過負担は下がっているというのはバラバラなのではないか。そこには一体何があるのか。そこで余ったものをほかが大変だからそちらへ回さなければならないというのは悪いとは言わないが納得がいかない部分がある。今さらだめなのかもしれないが、保育所に関しては当初から取り組むべきと思う。細かい部分も含めて再度答弁願う。
- 高橋部長 ② 保育料については国の基準に合わせてくださいということでタッグ計画で提案して現在進行中である。21年度で激変緩和というか終了ということなので当然次のステップは22年度以降という印象は持っている。ただ今回提案している条例の中でいろいろ子育て、子育てに関する新規施策もあるので、それらを総合的に勘案して必要なところというか、今回つどいの広場関係の一部減ということもあったが、トータルで充実させていくという考え方である。
- 谷本副主幹 ① 新生園の運営管理代行負担金の積算の内訳については21年度予算ベースで延べ通所日数で計算した介護給付費が3,012万3,528円、新生園の業者からいただく負担金もこれに入っており27万円である。それから新生園の障害福祉サービス特定費用ということで食費などその他の経費も上積みしておりこれが70万5,400円ということでトータルで3,109万8,928円が21年度の内訳である。

- 本 間 ① 管理代行負担金は支出としては人件費に当たるものになってくると理解するが、支出の中の人件費の額を教えてください。
- ② 子育て関係についてはどうしても納得いかない部分がある。超過負担がなくなってから何らかの措置をするという考え方自体私はずっと否定的だった。進んでいった中で進んだなりにやっていくべきと思う。どうして全部なくなつてからでないとやれないと思うのかが納得できない。ましてほかの子育て施策をやっていくのにそちらにお金がかかってくる。いろんなバランスをとって新しいものに変えていくのも1つの方法ではあるが、程度もタイミングもあると思う。22年からやるくらいのことは言ったほうがよいのではないかと。子育てに力を入れると言っているのにある部分が窮地に陥るような話に持っていくのはおかしいと思う。今まで540何がしで必死にやっていたものが30万減ったらできなくなるのは当然の話である。そういうことも現場をしっかりと見てやってほしいし、もし直すことができるならほかのことも含めてお願いしたいと思うが考え方について伺う。
- 副市長 ② 指定管理者、委託の問題を含めて特に指定管理者は原油高騰価格をどうするのかといった議論もしており、例えば入札で単品スライド条項を発揮している中で資材の高騰に対して変化を察してどう指定管理者にとらえるかなどその都度改善を含めて見直す必要があるということをやってきてはいる。保育料、超過負担をどうするのかということが見えてきた中で子育て全体をどうするのか21年度にしっかりと詰めさせていただきたい。その歩みが遅いということについては意見として受けとめさせていただく。
- 谷本副主幹 ① 19年度の決算資料で述べさせていただくが、19年度のうち人件費支出ということでは2,748万8,877円となっている。
- 本 間 すべてを見させてもらっているわけではないので私がこれから発言するのは違う部分があるかもしれないが、運営管理代行負担金、働いた分に対して出すのが3,012万3,518円で、19年度なので数字は違うが19年度のほうが多いと思う。それなのにそれを下回る人件費になることがあるのか。アイガモの収益が上がってその分は違う部分にもかかってくるはずなのでそれ以上人件費がないのはおかしいのではないかと。ほかに人件費に当たる支出項目が存在するのかもしれないが、私は人件費と聞いたので人件費に関するものがこれがすべてだとしたらおかしい。ほかのことに流用しているということになる。
- 橘 課 長 支出の中で人件費という話があったが、それ以外に支出のメニューとして事務費の支出分が940万円ほどある。それから事業費のほうの支出ということで4,900万円ほどある。人件費と事務費と事業費ということで3つの支出が総支出ということになる。
- 本 間 管理代行負担金の内訳の中の要するに役務にかかわって支払うべき部分が20年度の中では3,012万3,518円あると言った。多分19年の管理代行負担金については今年度は135万円減っているという説明だったのでそれより多いわけで、それは人件費支出として使われるべきものだと思う。事務費やあらゆるものに使っていいとするものなのか。使ってもいいとするものなのにアイガモがプラスされているので資金に余裕が出ているというだけのことなのか説明願う。
- 高橋部長 新生園も含めた福祉施設の管理代行負担金の考え方だが、支出自体は管理代行負担金なので支払い自体は19節でしているが、中身は扶助費である。なぜ扶助費かというと今は措置費という概念はないが国の基準で園生1人当たり生活費が幾ら、事務費が幾らと単価が決められている。その園生の人数によって単価

	を掛けてそれが総体の扶助費というか管理代行負担金になる。それをこの新生園の管理代行負担金として支出をしているという中身である。ほかの公募施設の管理代行負担金だと不足額という面で当然その施設に入る収入を例えば3カ年平均で見た額とか、あるいは支出は3カ年平均から経費削減で0.9を掛けたりとかトータルの差し引き額で諸経費も見ながら積算しているが、福祉施設については基準単価による積算ということで理解いただきたい。
本 間	やはりわからない部分がある。管理代行負担金の扶助費としての介護給付費での1人当たり幾らで時間当たり幾らといった組み立ての積算根拠を説明願う。私は19年の人件費と言ったが、介護給付費の3,012万3,518円に対応する支出項目を加えていったらどのくらいの金額になるのか。
谷本副主幹	介護給付費の1人当たりの単価掛ける通所日数という細かい内訳は手元に資料がないので後ほど提供させていただきたい。支出の内訳については19年度では人件費が2,748万8,877円、事務費が947万692円、事業費支出が4,903万961円、経理区分間繰入金収入も支出に合算したので98万5,000円ということで合計は8,697万5,530円になっている。
本 間	聞いていることとずれている。先ほどそのことは聞いてわかっている。運営管理代行負担金は国の基準でその中の介護給付費が扶助費としてということだが、多分それは全部労働対価として支払われるべきものではない感じもする。それには事務費などのものもあるだろうとは思いますが、どのくらいのものがそれに当たってくるのか。3,012万3,518円よりも多いであろう19年度の金額に見合う金額はどこに存在するのか。線引きのようなものがあれば教えていただきたい。ルールがないのであれば事業費には使っていないが事務費には使っているとか、事業費にも使っている部分もあるのかもしれないし、線引きされていないのかもしれない。その辺についても説明願う。
谷本副主幹	1人当たりの単価の内訳等にかかわることと思うが資料を持ち合わせていないので後ほど出させていただくことでよいか。(よし)
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	① P73、民生委員の関係で基本的な部分で市内に何人いるのか。また世帯に対して1人とか基準があるのか。基準を満たしていない地域はどこか伺う。
	② P75、日常生活用具購入費の扶助について、参考資料を見るとストマ用具の申請者の減と出ていた。オストメイトの方というのは基本的にふえ続けていると考えていたが減っているのか。現在市内に何人いるのか伺う。
	③ P79、ねんりんピックの関係で749万3,000円を市で出している。道の実行委員会を通じて同額が入ってくるとのことだが、749万3,000円の積算根拠を伺う。
	④ P79、友愛訪問事業の委託料についてはヤクルトの方をお願いしているのはわかっているが、対象世帯数を21年度は何件と考えているのか。基本的に独居の方と思うが老人世帯でという方もおられると思うので独居世帯の方の割合について伺う。
	⑤ P81、ファミリーサポート事業とつどいの広場事業が別事業であることはわかるが、設置場所が隣接するとか同じ施設内にあるとかといったほうが効率がよいのではと考えるが、そのように考えてきた経緯があるのか伺う。
国嶋副主幹	① 現在滝川市には民生委員児童委員の方が105名、主任児童委員の方が12名で計117名おられる。配置基準については目安として人口10万人未満の都市、120世帯から280世帯の間いずれかに1名という基準になっている。これを踏

	まえて地域の面積、広さ、世帯数を勘案して民生委員を1名配置するという基準になっている。現在のところ117名の民生委員に欠員はない。 ⑤ ファミリーサポートセンターということで子育てのつなぎというか調整したり斡旋したりするいわゆる有償ボランティアということだが、場所については社会福祉協議会でやったり、公共でやったりということで市としてはこどもセンターめ・も・るという子育ての拠点施設の中の子育て支援センターというまさしく子供のための相談を支援する場所でそのノウハウを生かして一体的に利用することでこどもセンターとしての拠点性を高め、単に子育てを斡旋するというのではなく子育ての輪を地域に広げていくことも支援センターと連携して進めていくといった大きな目的もあることから、め・も・るの中での設置案とした。つどいの広場は街なかでの子育て、交流の場ということでNPO法人が自由に使える場所、市の支援施設とは違った形でいつでも行くことができ、いろんなイベントをやったりと子育てのフリーに使える施設としての位置づけとして今後とも取り組んでいただき、まずはファミリーサポートセンターはめ・も・るの中で進めていきたいという考えである。
佐々木課長	
藤田副参与	③ ねんりんピックの749万3,000円の根拠ということだが、過去に道のほうでねんりんピックを開催している都市を基準にして基準額を定めている。個々の項目によって補助に見合うものとか単費で見なければならぬものなど細かく決められているが、全体的に約2分の1が市費負担、道が2分の1と申し上げた中でいくと約1,300万円から1,400万円くらいが標準値の額として定められている。それに基づいて今回滝川でマラソン大会が開催されるが、立地条件や参加人数などを加味して基準の中で積算した額である。
谷本副主幹	② 日常生活用具に蓄尿袋、蓄便袋というものがありストマを装着している方に対する日常生活用具の交付で言うところの延べ件数で出しているのも一度の申請で二月分申請する方などまちまちだが、19年度は347件あった。20年度は408件を見込んでおり21年度もその割合でふえると見込んでいる。
深村主査	④ 友愛訪問の利用者の実績としては本年度は実人員で70名ほどを見込んでいる。対象者が単身の高齢者世帯ということで単身高齢者に占める割合となると世帯分離されている方もおられることから、単身の高齢者の方を実世帯として把握することが困難な部分もあり今確認している最中なのでもう少し時間をいただきたい。
副委員長	① オストメイトの人数が答えられていない。 民生委員は基準を満たしているとのことだが、最近孤独死とか独居死といった部分がふえていると思うので今後も民生委員と地域が連携できるような形であるべきと思っている。今の答弁だと満たしているとのことで大丈夫と思うが意見として述べさせていただく。 ② ねんりんピックは市と道の両方合わせて1,300万円くらいの事業費になるとのことで、代表質問でもあったかと思うが経済効果はどれくらいと見ているのか。
谷本副主幹	ストマの関係はややふえている傾向があるが、それ以外の日常生活用具の中では特殊寝台やほかのものの交付が21年度は20年度当初見込んだよりは少ないだろうということで、比較的単価の高い日常生活用具といったものは減と見込んだことで総体の予算は減となっている。
狩野部長	② 全国からフル参加としては約400人だが、はっきりフル参加になるかどうかはわからない状況である。それに飛び入りというかねんりんピックに合わせ

で集まってくるお客さんというか市外のお客さんも 120 人くらいはいると思う。それに関係者なども含めて 600 人を超える方が滝川に来られると予想している。コスモスマラソンとの共催の形になるのでコスモスマラソンには市内外で 1,200 人くらいは来られることから経済効果としては 800 万円くらいと試算している。

谷本副主幹

① オストメイトの人数については多少の誤差はあるかもしれないが、今つかんでいるのは三十四、五名である。

深村主査

先ほどの友愛訪問の関係について平成 20 年 9 月末現在での単身高齢者世帯は 3,361 世帯と把握しているが、この中には世帯分離をされている世帯もあるので純粋に高齢者の方で一人で暮らされているという部分については把握できない部分もある。

委 員 長

他に質疑はあるか。

本 間

質疑ではないが、先ほどの資料はいつごろ出るのか。

委 員 長

本間委員の質疑に対する答弁を保留しているが資料はすぐ出せるのか。

谷本副主幹

すぐには出しかねるので申しわけないが後日ということをお願いしたい。

委 員 長

後日ということによいか。

本 間

資料について整理したい。まず介護給付費の積算の式、単価のようなもの。それから積算根拠。もう 1 つはそれに相對するであろう支出というものが存在するのか、もし存在するのであればそれは幾らか。19 年度の収支についてなるべく細かいものを出してもらったほうがすっきりすると思うので、できれば人件費に関しては事務員だとかその他の人件費といわゆる扶助費に当たる方々の分と単価の積算の仕方などについてもお願いしたい。事業費についてもわかりづらい。多分原価みたいなものも入っていると思うのでその中身についても教えていただきたい。もちろん事務費についても大枠の内訳などについて知りたいのでなるべく細かくお願いしたい。

委 員 長

今説明のあった本間委員からの資料要求について委員会として資料要求することによいか。(よし) 所管で後日用意できるか。(はい) 委員会として資料要求することとする。清水委員。

清 水

確認したい。収支ということだったので、収支の金額以外に今回の新生園で言えば収入、支出、収支の 3 つで出していただきたい。そうしないとパーセントがわからない。人件費が相当のウェートを占めるということが本間委員の質疑でわかったのでそのうち人件費が幾らということを出していただきたい。すべての管理代行についてということを確認したい。それでお願いしたい。

委 員 長

休憩する。

休 憩 14 : 23

再 開 14 : 24

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。質疑の留保は、議案第 21 号の条例案と新生園の管理代行についての 2 件と確認してよい。(よし) 以上で民生費及び関連議案第 19 号、21 号、28 号、31 号、35 号及び 36 号の質疑を終結する。所管の入れかえのため若干休憩する。再開は午後 2 時 35 分とする。休憩する。

休 憩 14 : 25

再 開 14 : 35

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。衛生費の説明を求める。保健福祉部長。
衛生費

狩野部長

(民生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

西村部長
委員長
本 間

(民生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

説明が終わった。これより一括質疑に入る。質疑はあるか。

南副主幹

P95、分別収集に要する経費とごみ減量化推進事業に要する経費で質疑するが、内容は衛生施設組合にかかわるものでもあると思うので問題なく答弁できる部分でお願いしたい。今話題になっていることでリサイクルをするはずのものがリサイクルされずに廃棄されているという現状があるかのように報道されている。要するに専門のリサイクル業者にペットボトルなどを出すことになっていると思うがその先について確認しているのか伺う。

本 間

リサイクルの行き先ということで当市の廃棄物においては大半がリサイクリーンに搬入ということで行っている。その中で一番量があるペットボトルについては指定法人ということで国が関与した法人に全量処理している。あと鉄くずなどについては入札を行い高いところを買っていただくというかそういう形で処理している。契約前の段階で処理先等についてどういう処分を行うかということとを事前にリサイクリーンで確認した上で契約すると聞いている。行き先、例えばストックヤードに行ってからという現地確認はしていないと聞いている。国の指定法人にも問題があるのではないかと報道がされている状況になっている。もちろん国がいいと言ったからいいということではなく、今後このことが社会的問題になってくるとい意味合いにおいて十分注意してやっていただきたい。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

① P89、感染症等対策については先ほど説明にあったようにポリオ以外が個別接種化によって手数料の委託料単価を医師会と調整しているということだったと思うが、合意をして予算計上したのか伺う。

② P89、母子保健事業に要する経費で妊婦検診の助成が5回から14回にふえたとのことだったが、妊娠当初からの安全な出産に通常必要な検診回数をこの14回ですべていいと言えるのか。最後の月になると週1回とかなってくるので満足する一定の基準を満たした回数が14回なのか伺う。助成は無料にするということの中身だったと思うが、検診によっていろいろ検査の項目が違って来る日があると思う。そういった制限をしないで行った検診すべてについて全部対象になると確認してよいか、それとも費用の上限とかが設定されているのか伺う。

③ P91、休日夜間急病センターの賃金については832万2,000円ということで看護師の分と思うが賃金体系は日給か時給か。単価、積算日数、お勤めになっている看護師は市内の方かどうかについても伺う。

④ 保健事業に要する経費の訪問指導事業にかかると思うが、第1子目の乳児がいる世帯への全戸訪問と同時に第2子以降についての家庭訪問も21年度から実施されると聞いたがその予算がこれだけなのか。人件費は別扱いなので燃料などの分だけなのかと思うが第2子以降の家庭訪問は条件が、ということだった。それは第1子目のお子さんがいるところに行き来てほしいという要望があったからすとか訪問する条件についてどういったことがあれば第2子以降について訪問するのか伺う。

⑤ P93、じん芥処理については代表質問でテレビの地デジ化で不法投棄の心配があるという質問もされていた。私もウォーキング中に不法投棄を見かけるが、不法投棄を防止する、または投棄されたものを処理するということでの見回り計画はどのようにしているのか。不法投棄の所在が明らかにならなかった場合

金野課長
運上主査

結果として市が処理しなければならないことで処理経費がどのくらい予算化されているのか。20年度はどれぐらいの処理経費が必要だったのか伺う。

① 医師会とは内々だが合意しているところである。

② 安全な出産に通常必要な回数ということだが妊娠初期、おおむね8週から20週までが4週間に1回、24週から34週までが2週間に1回、36週から40週までが1週間に1回という検診の基準があり、各産科医療機関はそれに基づいて妊婦を指導して来ていただくことにしておりこれをトータルして14回ということになるので、だいたい必要な妊婦検診の回数は満たしている。無料化ということについては一部新聞などで妊婦検診料無料とうたっているが、滝川市の場合はこの14回のことに関しては北海道と北海道産婦人科医師会とで各検診時に必要な検査項目と委託費用を診療報酬をもとに協議して契約している。道内のほとんどの市町村が北海道の協定にのっとって行うということで一部妊産婦の少ないような町村などでは全額町村で負担というところもあるが、ほとんどが協定にのっとってやっている。滝川市もその協定に基づいて実施するので完全に無料化と言うと誤解があるが、妊娠8週から39週までの各受診に伴う必要な検査は通常産科の医療機関にかかったときに行われている検診を全部網羅しており、例えば妊娠8週だと必要な血液検査など今までなかったHIVの検査やHTLV1の抗体化検査なども大体すべて入っている。1回目は9,700円、2回目は1万2,300円、3回目は970円などその回に必要な検査項目に応じて委託料が設定されているのでその分を公費で負担する。医療機関によっては一部違う検査などをされた場合は個人負担が生じることもあると思う。

④ 滝川市では以前から第1子全戸訪問と第2子以降についても必要時訪問をやっている。やり方としてはまず出生届けが上がってきたら全戸に電話で確認した上で第1子は全戸訪問、第2子以降についても訪問の希望を聞いて行っている。また、上のお子さんも滝川市で産んでいるような方についてはすべて前の訪問とか検診の中身を把握しているので、例えば第1子のときに心配な状況だったとか上の子について何か経過を見なければならない状況があるとかいった場合は第2子以降も訪問対象として訪問しているところである。転入の方についても今は産科医療機関や小児科との連携もうまくとれており各市町村間の保健師間で虐待や育児不安が強いなど何かあると連絡をとり合うシステムになっているのでそれに基づいてできるだけ必要な方には訪問するという体制をとっている。

織田副主幹

③ 現在看護師は11人体制で実施しており賃金体系は時間給ということで日勤と準夜勤と深夜勤で単価が違う。日数については土曜日は51日間、日曜日は44日間、単独の祝日が4日間、連休の日曜日が7日間、連休の祝日が15日間ということで計121日間をとっている。賃金単価は日勤の看護師が1,405円、準夜勤で1,690円、深夜勤で1,935円である。時間帯の区分けは深夜勤といっても20時30分くらいから朝の9時までということで少し病院とは違うがそういった体系でやっている。看護師の11人に関しては市内の方が7名、市外の方は赤平1名、砂川3名ということでやっている。

南副主幹

⑤ じん芥処理の不法投棄の費用についてだが、実際に予算で見ているのは20年度で16万6,000円、21年度が17万8,000円計上している。20年度の今の時点で16万6,000円から使っているのがリサイクリンに持って行って火葬する動物の死体処理に6,000円ほど、それとテレビ、冷蔵庫、洗濯機の関係で処理している38台ぐらいの分で11万円ちょっと処理している。予算には計上され

てこないが道端に落ちているごみなどを拾ってリサイクルに搬入している分でリサイクルのほうで実際の料金にかかる分で計算すると1万1,400円、処分場のほうに入っているのがクリーンデイ2回分を含めて重量からの計算で8万3,400円程度の額となっている。クリーンデイを除くと処分場は2万円ほどでお金に出ていない分を入れて21万円くらいかかっている。それとパトロールというか見回りについては、1万分の1の地図で区域を決めて嘱託職員によるパトロールを行っている。どうしてもごみを捨てられやすい場所については重点的にパトロールしている。

窪之内

① 感染症については単価の開きがかなりあり医師会に行って低い単価で合意してもらわなければということだったが、こちらが考えていたことで合意を得たと考えてよいか伺う。

② 母子保健事業についてはどこの医療機関に行っても母子手帳さえ持っていればそうした制度を受けることは可能なのか。何か証明があるのかどうかということと私は無料と思っていたのでそう思っている若い人もいると思う。こういうことが基準でこれを超えた場合はこうということでのどのような形で周知を行うのか伺う。

③ 看護師数については足りているということで理解した。休日夜間急病センターで市外からの方も含めて夜間の交通費、もちろん車を持っていない方もいると思うがタクシー利用等についても積算されているのか伺う。

子供たちの訪問については一生懸命にやっているようなのでぜひ宣伝していただきたい。これは意見である。

④ 不法投棄については区域を決めてパトロールとのことだったが、これは嘱託の方が毎日のように区域を決めて行っていると理解してよいか伺う。

南副主幹

④ 不法投棄のパトロールについては土日はやっていないが月曜日から金曜日まで行っている。

金野課長

① 感染症については医師会と集団検診でやっていたので20年度も2種混合で40万円くらい、BCGで50万円足らずの予算で済んでいた。個別接種ということになると、3種混合、風疹、麻疹もそうだが初診料幾ら、乳児幼児加算、手技料、ワクチン代の合計で幾らというルールに従って計上したものでこれを機会に全体を見直したいということで考えていたが、今年度に関してはルールどおりにということで決着がついたということである。

運上主査

② 母子保健事業については、妊婦検診は道の協定で定められた受診票があるので滝川市の場合も受診票を母子手帳の交付時に発行している。滝川市の場合には途中で妊婦に対する保健指導も大切にしたいと思っているので母子手帳交付時とおおむね24週の中期にもう一度来ていただき2回に分けて受診票を交付しながらそのときに必ず面接をして保健指導している形でやっている。受診票を病院に持っていけば検診を受けられるシステムになっており道内の産科医療機関と道のほうで契約している助産所についてはほとんど使えるようになっている。それから今回は国のほうからも道外、里帰りでも遠方で検診を受けられる方についても支援できるようにということで、21年度からは里帰りなどで道外の医療機関を受診される方についてもこちらに戻ってくるのが大抵産後1カ月くらいしてからということになるので償還払いという方法で料金は道の規定にのっとってというやり方で道外で受診される方も公費負担できるように配慮していきたいという計画でいる。無料と思っている方への周知については、5回にふえたときもそうだが2回面接しているのでその中で丁寧に説明して理解し

ていただいている状況である。今回の14回の増加についても今月の議会を通ったらすぐに個別通知と各医療機関への通知、ポスター、ラジオなどを利用して周知していきたい。赤ちゃんの訪問に関しても母子手帳交付時から必ず保健師が面接したときに産まれたら担当の保健師が伺いますということを伝えているので妊婦については周知されていると思う。

織田副主幹

③ 休日夜間急病センターの看護師の充足の関係で人数的には確かにいるが11人に関しては全面的には働けないが休日程度なら働けるという条件のもとで来ていただいている方なので、この11人がいつも万度で働ける状況ではないことから交代でやりくりしながら土日対応している状況である。タクシー利用の積算については午前零時に帰る準夜勤にだけ積算されている。

委員長
清水

他に質疑はあるか。

① P89、感染症対策で肺炎ワクチンがアメリカなどでは半数以上普及していることで日本ではまだ普及していないが、非常に効果が大きいということで21年度に滝川市での検討状況について伺う。

② 母子保健事業で5回から14回にふえる財源について国、道、市の割合はどのようなになっているのか。あるいは一般財源なのか交付税なのかについても伺う。

③ P93、墓地運営管理に要する経費について、滝の川墓地で傾斜している墓が五、六十を超えたと思うが、これについては墓地の移動や基礎の打ち直しやお坊さんに対するお布施などを含めると1カ所当たり七、八十万かかると聞いている。これに対する市の支援は幾らで来年度は幾ら見ているのか伺う。

④ じん芥処理のごみ処理委託料2億654万6,000円、分別収集に要する経費、ごみ最終処分場運営管理に要する経費などトータルで7億672万6,000円になると思うが、新タッグ計画のP73では21年度計画でごみ処理経費として7億6,783万円となっている。新タッグの7億6,783万円に対してこの予算書がどのようなになっているのか。どういうふうにつき合わせればこの数字が出てくるのか伺う。21年度からエコバレーの委託料がアップし22年度、25年度からもさらにアップされる見込みで、新タッグでは来年度の事業としてごみ処理経費のさらなる削減ということを言っているが、実質はごみ処理手数料の改定ということで進もうとしている。私の試算では1年間の燃やせるごみが19年度の事務概要では7,964トンで、トン当たり1万6,000円と2万5,200円、24年度と比較をすると処理費でトータル7,326万円ふえることになりそのうち市民が2,300万円くらいを負担し残りを市が負担する形となる。1日当たりになると燃やせるごみが現状で21トンということで市長が以前一般質問で答えていたが小さい炉を独自につくると7年かかると言っていた。小さい炉をつくるということを滝川市として21年度に衛生施設組合に提案する考えについて伺う。

⑤ P95、ごみ最終処分場の運営管理に要する経費で管理委託料1,848万5,000円の積算根拠について伺う。

金野課長

② 妊婦検診の財源の関係で今までの5回については地方財政措置ということで今回9回分のうちの2分の1については国庫補助、残りについては同じように地方財政措置ということである。

岸副主幹

③ 滝の川墓地の関係については平成16年に傾斜している墓地が44基確認され市が対応するというので基準を決めた。その基準は傾斜が1.2%以上で市が負担する額としては移転または現地補修工事費の3分の1または10万円のうちの低いほうで代替地については無償交換扱いとし救済期間としては17年から21年の5カ年間という基準を定めている。現在基準の対象となっている墓

織田副主幹	地は29基あり21年度予算としては2件分の20万円を予算化している。 ① 肺炎球菌ワクチンについては数年前から市町村によっては一部、全額助成ということで高齢者の肺炎による死亡をなくすことではかなり効果的という検証がされている。この件に関してはワクチン会社の方とも話をしたが一生に一度受けるだけでよいということで伺っているが、高額なワクチンということもあり検討はするが財政事情からいって助成ということではなく現在呼吸器系に疾患がある方や肺炎を繰り返す方に勧めることはできると思うが、滝川市として助成していくのは難しいと考えている。
西村部長	④ ごみ処理の関係で料金については平成20、21年が現行単価、22年から24年までが25,200円に上がるということである。今21年の衛生施設組合の予算ベースが固まったことから焼却のごみをどのように扱うかという将来方針を立て委員が言われるとおり新炉は7年くらいかかると聞いているのでその期間を短縮する方法があるのかも含めて将来的なごみの焼却の関係について滝川市としても検討しなければならないと思っている。衛生施設組合の構成市町の意向も確認しながら、また滝川、深川、砂川の3衛生施設組合がエコバレーのほうにごみを搬入しているので3組合の考えを調整しながら進めているところなので理解願う。
南副主幹	⑤ 1,848万5,000円の中には処分場の本当の維持管理の部分が1,600万円ほど、法定で点検しなければならない水質分析が230万円ほど、あと浄化槽などの管理が10万円ほど含まれている。新タッグのごみ処理経費について7億6千云々に対して委託料で7億幾らとの話だが、じん芥処理の中の予算の中ではごみ処理袋をつくる委託料などすべてを含めて2億5,000万円ほどしか入っていない。収集と先ほどの処分場の運転管理などを含めて2億5,300万円ほど委託料で入っている。それにエコバレーの負担金が4億6,400万円含まれている。ごみ処理経費の計算をする場合、リサイクルを建てるときに膨大なお金がかかっておりそれを起債をしているが単純に見ているのではなく起債の償還については交付税措置分を除き15年平均でならしておりここに出てくる数字と実際の手数料の算定に出てくる数字が異なる形になっている。
清水	① 肺炎ワクチンについては効果が高いことがはっきりしているので確かに1回に七、八千円かかることと保険が効かないということがあるが、医療費を減らす効果はかなり高いと思うので引き続き検討をする考えを伺う。 ② 墓地管理だが、平成16年に44基あって現在29基というのは15基が何らかの改修をしたということなのか、それとも44基にさらに29基ふえたということなのか伺う。 ③ 最終処分場の管理1,600万円のうち人件費が幾らで機械リース料というか消耗費が幾らか主な項目で積算根拠を伺う。小型焼却炉の話だが、深川や砂川とやることについてエコバレーに運ぶパッカー車も移送費も必要なくなることを考えるとかつて1トン1億円と言われていたが、今は1トン3,000万円くらいに下がっているはずである。間違いなく元がとれるので余り大きくしないで移動が少なくて済むような1市3町でコンパクトにやるのがいいと思うが検討が進んでいるのであれば伺いたい。
南副主幹	③ 人件費が7割弱、ことしの予算上69%弱となっている。車両費、バックフォアの燃料代や借上代云々で30%ほど、残りが被服費などの経費で1%ほどとなっている。
岸副主幹	② 平成16年に44基確認されたというのは基準を超えた傾斜ということでは

なくほんの少し傾斜しているものも含めて 44 基確認されたということである。そのうち基準を超えたのが 44 基のうち 29 基ということである。29 基のうち 6 基が既に補修なり移転を完了しており 29 基引く 6 基で 23 基が現在基準を超えた墓地として残っているという状況である。

織田副主幹

① 肺炎球菌ワクチンに関しては今後他市の状況、その効果等も調査して再度検討していきたい。

西村部長

③ 先ほども申し上げたとおりエコバレーに搬入しているのが深川、中空知、砂川ということで小さい炉にしても大きい炉にしても期間はそんなに短縮されず 7 年はおかかると思うので今は影響を受ける 3 組合で燃やせるごみをどうするかという入口ベースでの検討にかかろうとしているのが現状である。委員が言われるように新炉にして 3 組合が個々に建てるのかといったことは議論にはなっていない。エコバレーに搬入している 3 組合がスタートラインについて検討に入るということであり目に見えている 22 年度以降のエコバレーの値上げにどのように対応するのかということで 3 組合の足並みがそろいかどうかも未定だが検討に入っているということである。

清 水

① 墓地管理について、既に改修してこの補助制度を利用している方が何件あるのかということと 70 万円くらいかかると言われているものが 10 万円しか補助を受けられないことでいくら 15 年前とかにつくった墓地と言っても市が管理している墓地が傾いて墓を移動しなければならなくなったなどという話は聞いたことがない。全国でもまれな例と思うが対象者が少ないために泣き寝入りのような形になっていると思う。要綱をもう少し改善する考え方がないのか伺う。

② ごみ処理の関係だが、22 年度からごみ処理手数料を改定しようとしており市民周知も行おうとしている。そのときに 2 万世帯だから 1 世帯当たりで 1,700 円くらいの負担増が 1 年後には発生することになる。多い家庭では 5,000 円くらいふえることになるわけでそのときに燃やせるごみを分別して少なくすることはエコバレーとの関係で言えば少なくともすればトン当たりの処理手数料をもっとふやすと言うわけで、逆に衛生施設組合でつくるとなればいかに燃やすごみの量を少なくするかによって計画も変わってくる。早め早めに紙のさらなる分別、新聞紙、雑誌だけでなく、容器にかかわるようなごみもいかにリサイクルしていくかということを同時にやって市民に 3 年か 4 年のアップをお願いしますという話ならわかる。現状では紙ごみのリサイクル率を上げるという発想が見えないが考えを伺う。

深瀬課長

① 今移転なり補修なりが済んでいるのが全体で 6 基である。以前に発見されたのが 13 基で 6 基が済んでおり 7 基が残っている。20 年度に発見されたのが 16 基なので全体で基準超えの中で改修されているのは 6 基となる。金額の問題だが、当時どちらに原因があるかわからない、地盤に原因があるのかわからないし地震その他施工の問題もわからないということで当時補修しようとして 30 万円から 40 万円かかるだろうと考え、その 3 分の 1 を市がお見舞いするということで決めた金額であり既にその条件で 6 件が終わっていることから考えて今から金額について変更することは考えていない。

②南副主幹

紙ごみリサイクルのタップの関係だが、分別が 15 年から変更になりごみ量が約 4 割減りなおかつ現在もごみの量が減ってきている。その中で紙ごみについて市では資源ごみのリサイクルということで収集はしていないが、集団資源回収ということで紙で年間 1,800 トン、1,900 トンくらいは集まっている。それと

わずかではあるが中島町の旧粗大センター跡の拠点回収で新聞、ダンボール、雑誌などの受け入れを行い微々たる量だが19年度実績までふえてきている。特に新聞などが出る量としては多いが、今は新聞販売店でもお客さんの申し出があれば回収をしてくれる体制が整っておりかなりのお客さんが販売店にも申し込まれているようである。紙の入ってくる量としてダンボールの量がピーク時から見て300トン近く減っている。紙ごみを減らしてエコバレーに行くものを減らせば確かに一時的には経費は減る。今トン当たり税込み1万9,950円かかっているので紙が減れば総体経費は減ってくるが、小規模炉などの話もあったが急にはできない中でエコバレーとの契約の中身で総体量の減とかカロリーベースの約束事があるのでそこで紙ごみ、プラスチックごみ系を除きたいが除けない。容器包装リサイクルで別枠で収集ということも検討してないわけではないが残念ながら今は施設がない。リサイクリンに持ち込むと1日でパンクするような状態になっている。特に新聞などが滝川市は多いので保管スペースがなく持って行けないことで八方ふさがりの状態で苦慮しているところである。何年か後にやってということでの話だったがそういうことなどについてもどういうふうにやっていけるのか、焼却炉の解体もあるのでそれらを含めながら施設のあり方などを考えているところである。

清 水

① 墓地について30万から40万ということで計画したとのことだが、実際は3分の1または10万円のどちらが多いのか。実際はどれくらいの費用がかかっているのか。お坊さんのお布施に当たるものは別にどれくらいかかっているのか伺う。

② 燃やせるごみについては結局契約をしているということである。カロリーベースで言うと今7,900トンくらいだが、現状の何掛けくらいとか、どういう契約をしているのか伺う。分別したら場所がないとのことだが今の環境を考えるとときに分別する場所がないなど理由にならない。そんなことを言ったら何もできない。分別するということは二酸化炭素を減らすということであり経費を減らすということであり環境に対する考え方を育てていくということで環境基本条例をつくったのは一体何だったのかとなる。場所がないなら場所をつくればいい。それが幾らかという検討をして話をしていくのであって焼却炉をつくっていくという考え方と分別を強化していくということはセットで市民に理解を得ていかないと進められないと思う。場所がないとかということはクリアするような進め方をすることについて考えを伺う。

南副主幹

② 先ほどお答えしたように今あそこにある清掃センターなどの解体も含めた中で施設などを考えていきたいということである。

深瀬課長

① 墓地改修の費用だが、1件が25万円でもう1件は移転費用の合計が32万1,000円である。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

妊婦検診の関係で2,349万円が予算組みされている。対象人員は200人くらいを想定しているのか。受診票を持って行くとどこの病院でもよいとのことだったが、できれば滝川市立病院は週3日派遣だったと思うのでできればここに受診していただければと思うがそういう働きかけはするのか伺う。

織田副主幹

妊婦の対象数は今までの実績から350人で考えている。滝川市立病院での受診については砂川市立病院の利用者数が滝川の妊婦の大体3分の1、滝川産科婦人科クリニックが3分の1、あとは滝川市立病院と他の道内の医療機関という割合になっており砂川市立病院がこの管内のいろいろな市町からの妊婦を受け

委員長

入れていることで大変混雑しており一日がかりになるという話をいろんな妊婦から聞いている。そういうときには滝川市立病院で同じ先生に妊婦検診を受けられるといった案内をしている。

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）

以上で衛生費の質疑を終結する。本日の日程はすべて終了した。

次回は3月16日月曜日、午前10時から会議を開く。本日はこれで散会する。

散 会 15：41